

# 名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画策定業務

## 仕様書

### 第1章 総則

#### （適用範囲）

第1条 本仕様書は、名護市が発注する「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画策定業務」に適用する。

#### （業務名）

第2条 業務名は「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画策定業務」とする。

#### （履行期間）

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和4年3月18日（金）とする。

#### （業務の目的）

第4条 本業務は、令和2年度に策定した名護湾沿岸基本計画（以下「基本計画」という。）においてゾーニングされた名護漁港周辺エリア（以下「対象エリア」という。）について、基本計画に示された方向性を基本とした具体的なゾーン別の取り組みを示す「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定することを目的とする。

#### （法令等の遵守）

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護湾沿岸基本構想【令和元年度策定】
- (3) 名護湾沿岸基本計画【令和2年度策定】
- (4) 名護市中心市街地及び名護漁港関連計画
- (5) 名護市の条例、規則等
- (6) その他関係法令

#### （書類の提出）

第6条 本業務の履行にあたっては、受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時 : 着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時 : 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第7条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、名護市と協議するものとする。

(業務計画)

第8条 受託者は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、名護市と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第9条 受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

(受託者の責務)

第10条 受託者は、当該業務を履行するにあたり、第4条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 受託者は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また名護市の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに名護市と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 受託者は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

## 第2章 業務内容

(業務内容)

第11条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、受託者の提案内容に基づき、名護市と受託者との協議により業務内容を決定する。なお、計画の策定に当たっては、名護湾沿岸基本構想（以下「基本構想」という。）及び基本計画との整合を図った計画とすること。また、業務の実施にあたっては、別で本市が発注している関連業務である「名護漁港周辺エリア連携調査業務」（以下「連携調査業務」という。）と連携させる必要があり、連携調査業務との連携にあたっては、

受託者から提案のあったスケジュールをもとに、連携調査業務受託者とのスケジュール設定や連携体制の構築を、契約締結後、速やかに行うものとする。

なお、連携調査業務の業務内容については別紙1のとおりとする。

(1) 関連業務の整理・関係機関ヒヤリング（前提条件の整理）

対象エリアに関する次の事項について確認及び整理を行い、基本構想及び基本計画、各種計画等との整合性を図ったうえで、具体的な検討区域を設定すること。また、必要に応じて関連する機関等へのヒヤリングを実施するものとする。

ア 基本構想及び基本計画

イ 名護市の上位計画及び個別計画

ウ 関係法令及び規制等

エ 名護市のまちづくりに関する計画に基づく整備状況

オ その他必要な事項

(2) 事例調査（事業手法等）

漁港と連携した中心市街地の官民連携を含めたまちづくりに関する国内の先進事例の現地調査を2箇所以上行う。現地調査は、受託業者2名の他、協議会等の委員4名を同行させることとし、それに係る費用（日当等含む。）は本委託業務に含まれることとする。

(3) 土地・建物の現状及び課題抽出

(1)で設定した検討区域内の現状整理、及び基本構想、基本計画に基づくまちづくりを進めるうえでの課題抽出を行う。なお、業務に当たっては連携調査業務との業務分担を明確にし、連携を図りながら行うこと。

(4) 全体整備計画

(3)の結果を踏まえ、地理的条件など特性に合わせたゾーニング、整備区域の設定等、検討区域全体の土地利用計画を行う。

(5) ゾーン別整備計画

(4)で設定したゾーン区分に基づき、各ゾーン別の土地利用計画等、整備計画を行う。

(6) 実現化方策（事業手法等の検討）

計画を実現するための方策として、法規制等に関する課題と解決方法、官民連携を含めた事業手法の検討、計画実現までの事業スケジュールを作成する。

(7) 各種会議の運営支援

本業務の実施にあたり、関係団体等で構成する協議会（4回開催予定）及びその他会議の運営支援を行う。なお、会議の開催回数については増減する場合がある。各種会議の運営支援は、次の事項を具体的な業務内容とする。

ア 資料の作成及び印刷

イ 進行支援

ウ 会議録の作成

エ 委員への旅費・報償費支払い（委託費に含まれるものとする。）

オ その他、会議の運営に必要な事項

(留意事項)

第 12 条 受託者は、第 11 条各項に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、実施計画の策定に向けた協議・調整を始め、関係各課や関係機関、地元と十分な協議・調整等を行うものとする。

### 第 3 章 成果品

(納入成果品)

第 13 条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書：100部、概要版80部
- (2) 上記成果物に係る電子媒体（PDF及びWord形式）
- (3) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (4) 打合せ記録簿
- (5) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD
- (6) その他名護市が指示する資料等

(納品方法)

第 14 条 契約期間内に、第 13 条納入成果品に定める成果品を提出すること。

### 第 4 章 その他

(その他留意事項)

第 15 条 第 1 章から第 3 章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む。）は、名護市に帰属するものとする。  
受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。
- (3) 受託者は、本委託業務の遂行にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるよう感染防止措置等を提案し、本委託業務を継続して確実に実施できるよう努めること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、名護市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。

## 別紙1（第11条関係）

1 委託業務名 名護漁港周辺エリア連携調査業務委託

2 業務目的

名護漁港周辺エリアにおいて魅力あるまちづくりを進めるための必要機能の整備計画を実施する観点から、同時に実施する名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画策定業務を補完する調査として、名護漁港・中心市街地の基礎的調査の実施とともに、関係団体との調整等の資料作成を行うための補助業務（以下「本業務」という。）を委託する。

3 委託等の場所 名護市

4 委託期間 契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

5 業務内容

- (1) 過年度実施調査計画書等の検証
- (2) 名護市が指定する区域の権利関係調査及び現地踏査
- (3) 実現方策の検討
- (4) 図面等の資料作成
- (5) その他名護市が指示する業務